様式第１号（第４条関係）

南伊豆町週休２日推進工事特記仕様書

（目的）

第１条　本特記仕様書は、週休２日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休２日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この特記仕様書において用いる用語は、次のとおりとする。

⑴　週休２日　対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

⑵　対象期間　工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（６日間）、夏季休暇（３日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

⑶　現場閉所　対象期間において、現場事務所での事務作業を含め１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

⑷　現場閉所率　対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数/対象期間日数）をいう。現場閉所率が28.5％以上の場合を４週８休以上、25％以上28.5％未満を４週７休以上４週８休未満、21.4％以上25％未満を４週６休以上４週７休未満とし、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（実施方法）

第３条　週休２日推進工事の実施方法は、次のとおりとする。

⑴　受注者は、現場着手日までに４週８休以上を満たす現場閉所計画表を監督員に提出し、これに基づき施工する。なお、工事現場において看板により週休２日推進工事である旨を掲示する。

⑵　受注者は、現場閉所計画に変更が生じた場合は、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。なお、週休２日を確保するための工期延長は認めない。

⑶　監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

（費用の計上）

第４条　静岡県が別に定める静岡県週休２日推進工事積算要領を準用し、費用の計上を行うものとする。